

2021年1月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

自動車保険改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。
損保ジャパンでは、2021年1月に自動車保険の改定を実施しました。
主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1 代車等諸費用特約の改定

THE クルマの保険

SGP

- 代車費用保険金について、ご契約の自動車が故障損害により走行不能となり、レッカーけん引された場合*の代車の利用日数限度を30日から15日とするよう改定します。
また、特約名称を「代車等諸費用特約(30日型)」から「代車等諸費用特約」、「代車費用の補償日数短縮特約(15日型)」から「代車費用の補償日数短縮特約」に改定します。
※法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。
- 代車費用保険金の支払対象期間は、「事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限る」としていましたが、大規模災害時等にやむを得ない事情がある場合は、1年経過後の期間も支払対象期間に含めるよう改定します。
- 「代車等諸費用特約」と「代車費用の補償日数短縮特約」の改定前後の比較は下表のとおりです。

特約名称		改定前		改定後	
		代車等諸費用特約 (30日型)	代車費用の補償日数短縮特約 (15日型)	代車等諸費用特約	代車費用の補償日数短縮特約
代車利用 日数の上限	事故・トラブル等	30日	15日	30日	15日
	故障	30日	15日	15日	15日
支払対象期間		事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限る		大規模災害時等にやむを得ない事情がある場合は 1年経過後の期間も支払対象期間に含める	

2 人身傷害入通院定額給付金(20万円)および一時金払医療保険金倍額特約の廃止

(1) 人身傷害入通院定額給付金

THE クルマの保険

SGP

ドライバー保険

これまで人身傷害入通院定額給付金は、10万円・20万円のいずれかを選択できましたが、10万円のみとします。ただし、10万円の人身傷害入通院定額給付金が不要な場合は「人身傷害入通院定額給付金対象外特約」を付帯することで、人身傷害入通院定額給付金を対象外とすることができます。

(2) 一時金払医療保険金倍額特約

SGP

ドライバー保険

「搭乗者傷害特約」(一時金払)の医療保険金を倍額にしてお支払いする「一時金払医療保険金倍額特約」を廃止します。

3 運転者限定特約(本人)の対象用途車種および割引率の拡大

THE クルマの保険

- 「運転者限定特約」(本人)の対象用途車種を自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車に加えて、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(0.5トン超2トン以下)、特種用途自動車(キャンピング車)に拡大します。
- 「運転者限定特約」(本人)の割引率を7%程度から8%程度に拡大します。

4 Web約款の標準化

THE クルマの保険

SGP

ドライバー保険

- お客さまの利便性向上および紙使用量の削減による自然環境保護への貢献のため、現在、約款を冊子でご希望のお客さまに対しては、満期のご案内においてWeb約款をおすすめします。Web約款はパソコンやスマートフォンなどでいつでもどこでも簡単にご覧いただけます。

- 損保ジャパンが有償で貸与するドライブレコーダーにより取得した走行情報等(速度、アクセル、ブレーキ、ハンドリング等)に基づき算出した運転特性スコアに応じて、保険料を割り引く「走行特性割引」を新設します。なお、走行特性割引は一定の条件を満たした継続後のご契約※に適用します。

※ご契約期間が1年を超える場合は、各保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。

- 「走行特性割引」を適用するための条件などを定める「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」を新設します。なお、「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」は、「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」※を付帯したご契約に自動セットされます。

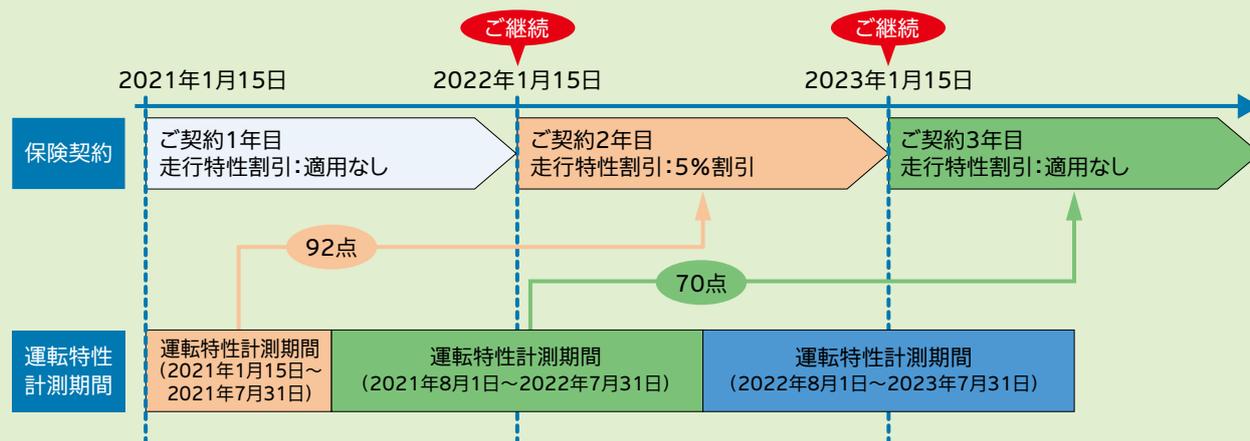
※ご契約の自動車に搭載されたドライブレコーダーが事故による衝撃を検知したことにより信号を発した場合で、損保ジャパンがそれを受けて事故の事実を確認したときは、普通保険約款に定める「事故発生時の通知義務」が履行されたものとみなすことなどを定める特約です。ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約の詳細は、所定のサービス利用規約をご確認ください。

- 「走行特性割引」および「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」の概要は以下のとおりです。

走行特性割引	対象等級	6(S)等級および7(S)等級以外の等級
	割引率	5%(運転特性計測期間の運転特性スコアが80点以上のときに限ります。)
	運転特性スコアの算出条件	損保ジャパンが有効と判断する走行日数が5日以上および走行時間が10時間以上あること
	運転特性計測期間	保険契約の保険期間に応じて、次に定める運転特性計測期間起算日の属する月の6か月前の月の末日から過去12か月間 (注)運転特性計測期間起算日とは 短期契約または1年契約:特約付帯契約※の満期日 長期契約:特約付帯契約の満期日または特約付帯契約の各保険年度の満期日の応当日 ※「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」を付帯した契約をいいます。
	割引適用期間	運転特性計測期間起算日の割引適用となる期間は以下のとおり 計測期間起算日が満期日の場合:継続後のご契約の1年度目 計測期間起算日が各保険年度の満期日の応当日の場合:計測期間起算日の属する保険年度
保険料算出に関する特約(運転特性反映型)	対象契約	ノンフリート契約(THE クルマの保険・SGP)
	対象用途車種	自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(2トン超)、特種用途自動車(キャンピング車)、営業用乗用車、営業用小型貨物車、営業用軽四輪貨物車、営業用普通貨物車
	保険期間	3年以内(保険料一括払特約を付帯した保険期間が1年を超えるご契約は除きます。)

運転特性計測期間と割引適用のイメージ

<1年契約の場合>



- ・走行情報等に応じた運転特性スコアの算出を行いますので、初めて「保険料算出に関する特約(運転特性反映型)」を付帯したご契約(保険期間が1年を超えるご契約の場合は1年度目)は、割引の適用がありません。またこの場合に限っては、特約付帯契約の満期日または特約付帯契約の各保険年度の満期日の応当日の6か月前の月の末日から保険始期日までの走行情報等をもとに判定します。
- ・運転特性計測期間の運転特性スコアが80点以上のときに5%の割引率が適用されるため、運転特性スコアによっては割引が適用されないことがあります。



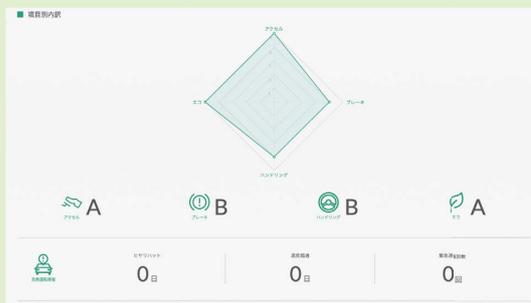
「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」を付帯のお客さまは、ドライバースページで走行特性割引適用有無やお客さまご自身の運転診断レポートをタイムリーに確認できます。日々の安全運転にもお役立ていただけます！

ドライバースページはパソコン、スマートフォンからアクセス可能です。
<https://dp.dr.sjnk.jp/>



運転診断レポートの画面

(注)画面は変更になる可能性があります。



ドライバースページで、運転特性スコア等を確認したり、アクセルやブレーキなどの項目別の診断結果を確認できます。
 満期時は継続後のご契約の割引、保険年度が変わる際は次の保険年度の割引適用有無の確認ができます。自動車保険「更新」のご案内またはご案内はがき(保険期間が2年・3年の長期契約の場合)でも確認できます。



6 その他の改定

●各項目の詳細および下表以外の改定については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

改定内容

(1) 普通保険約款<別表3> 損害額算定基準の改定

THE クルマの保険

SGP

ドライバー保険

●2020年4月に施行された自賠責保険支払基準の改正に伴い、人身傷害保険等の損害額を算定する際に用いる「損害額算定基準」内の一部の金額と付表を次のとおり改定します。

約款<別表3>損害額算定基準		改定前			改定後		
第1 傷害による 損害	1. 積極損害 (1) 治療関係費 ⑥看護料 イ. 近親者等	(ア)入院看護をした場合は、1日につき4,100円 (イ)医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円 (ウ)12歳以下の子供または歩行困難な者の通院に付き添った場合は、1日につき2,050円			(ア)入院看護をした場合は、1日につき4,200円 (イ)医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,100円 (ウ)12歳以下の子供または歩行困難な者の通院に付き添った場合は、1日につき2,100円		
	2. 休業損害	(1)有職者 減収額が立証困難な場合、1日につき5,700円 (2)家事従事者 家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,700円			(1)有職者 減収額が立証困難な場合、1日につき6,100円 (2)家事従事者 家事に従事できなかった日数に対し、1日につき6,100円		
	3. 精神的損害	対象日数1日につき、入院8,400円、通院4,200円			対象日数1日につき、入院8,600円、通院4,300円		
第2 後遺障害による 損害	2. 精神的損害	後遺障害等級	父母、配偶者または子のいずれかがいる場合	左記以外	後遺障害等級	父母、配偶者または子のいずれかがいる場合	左記以外
		第1級	1,800万円	1,600万円	第1級	1,850万円	1,650万円
		第2級	1,500万円	1,200万円	第2級	1,500万円	1,250万円
第3 死亡による損害	1. 葬儀費	60万円(ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は100万円限度とした実費)			100万円		
付表	付表1 年齢別平均給与額表(平均月額) 付表3 年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数 付表5 第20回生命表による平均余命						

(2) 個人賠償責任特約の改定

THE クルマの保険

SGP

ドライバー保険

- これまでお支払いの対象外としていた、次の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償対象に追加します。
 - ・受託品(被保険者が他人から預かって管理している物)の損壊または盗難による、その受託品について正当な権利を有する者への損害賠償責任(例)友人から借りたデジタルカメラを持って旅行に行った際、旅行先で誤って破損させてしまった。
 - ・ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートの損壊に起因する損害賠償責任
- 「受託貨物賠償責任特約」および「車両積載動産特約」について、「対象となる受託貨物/車両積載動産の範囲」を「個人賠償責任特約」の「対象となる受託品の範囲」にあわせて一部改定します。

(次ページへ続きます。)

(前ページの続きです。)

改定内容

(3)リースカーの車両費用特約の対象契約の拡大

THE クルマの保険

SGP

- 「リースカーに関する特約」または「全車両一括特約」を付帯した契約の場合のみ「リースカーの車両費用特約」が付帯可能でしたが、新たに「保険料分割払特約(長期契約)」を付帯したご契約にも付帯可能とします。

(4)ノンフリート保険期間通算特則の規定緩和

THE クルマの保険

SGP

- 次の条件をいずれも満たす場合は、前契約と前々契約で普通保険約款が同一であっても、ノンフリート保険期間通算特則[※]を適用することができるよう改定します。
 - ・前契約に安全運転割引が適用されていること
 - ・前々契約に安全運転割引が適用されていないこと※前契約(ノンフリート契約に限ります。)が短期契約であっても、損保ジャパンが定める条件を満たす場合に限り、前契約を1年契約とみなして新契約の等級および事故有係数適用期間を決定する特則です。
- この改定により保険期間の途中で割引スコアの算出に必要な走行時間および日数に達した場合に、安全運転割引を適用するために中途更改[※]をすときは、等級進行を遅らせることなく、安全運転割引の適用が可能となります。※保険契約期間中にご契約を一度解約し、新たにご契約していただくことをいいます。

(5)保険料払込特約における追加保険料不払時の解除起算日の改定

THE クルマの保険

SGP

ドライバー保険

- 追加保険料不払時の解除起算日を契約保険料不払時の解除起算日に合わせ、「解除を通知した日または保険期間の末日のいずれか早い日」から「追加保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日」に改定します。

(6)ロードアシスタンス「燃料切れ時の給油サービス」の改定

THE クルマの保険

SGP

- ガソリン、軽油を燃料としない電気自動車、燃料電池自動車等の場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーけん引を30km限度で行う規定でしたが、距離にかかわらず行えるよう、ロードアシスタンス利用規約を改定します。

7 全体的な保険料水準について

THE クルマの保険

SGP

- 全体的な保険料の水準は近年の保険金のお支払い状況を踏まえ、若干の引き下げを行います。
ただし、ご契約条件によっては保険料が上がる場合がありますので、ご契約の際は保険契約申込書等に記載のご契約条件および保険料をご確認ください。

損保ジャパンからのお知らせ

家族や友達に車を
借りるとき12時間から
入れる便利な保険



一日中運転する
わけでもないから

商品内容は
「乗るピタ」
で検索

※「乗るピタ!」は「乗りたいときに乗りたい分をびったり補償」をコンセプトとした時間単位型自動車保険のペットネームです。

©JAPAN-DA

★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険のペットネームです。

★このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」「パンフレット兼重要事項等説明書」などをご確認ください。

 **損害保険ジャパン株式会社**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302
TEL 047-380-8742 FAX 047-380-8795
<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>

4

(SJ20-51003 2020.7.8) 16612-01 (20070284) **504801**-0100